

第十九回国会 建設委員会 議録 第二十八号

昭和二十九年五月八日（土曜日）

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君
理事内海 安吉君 理事瀬戸山三男君
理事中島 茂喜君 理事綱野三千雄君

逢澤 寛君 岡村和右衛門君
高田 弥市君 仲川房次郎君
堀川 恭平君 松崎 朝治君
赤澤 正道君 五十嵐吉蔵君
三鍋 義三君 山下 榮二君
只野直三郎君

出席政府委員

建設政務次官 南 好雄君
建設技官 富樫 凱一君
（道路局長）

委員外の出席者

専門員 西畑 正倫君

五月七日

委員菊川忠雄君辞任につき、その補欠として山下榮二君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日

委員有田二郎君辞任につき、その補欠として堀川恭平君が議長の指名で委員に選任された。

五月八日

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案（中島茂喜君外二十四名提出、衆法第三三三号）

四月二十八日

広瀬橋の幅員拡張に関する請願（只野直三郎君紹介）（第四六五九号）
海岸浸しよく防止対策工事施行に関する請願（山崎昌男君外三名紹介）（第四六六〇号）

中津線開拓道路工事費国庫補助に關する請願（牧野寛喜君紹介）（第四六八九号）

豊津線開拓道路工事費国庫補助に關する請願（牧野寛喜君紹介）（第四六八〇号）

平出沢地区幹線道路工事費国庫補助に關する請願（牧野寛喜君紹介）（第四六八二二号）

中村地区幹線道路工事費国庫補助に關する請願（牧野寛喜君紹介）（第四六八三三号）

瀬之木沢地区幹線道路工事費国庫補助に關する請願（牧野寛喜君紹介）（第四六八四四号）

西樺太地区幹線道路工事費国庫補助に關する請願（牧野寛喜君紹介）（第四六八五五号）

海岸浸しよく防止対策工事施行に關する請願（淡谷悠蔵君紹介）（第四七〇八号）

檳町ビルディングの移転計画撤回に關する請願（山本正一君紹介）（第四七〇九号）

福田橋を永久橋に架替への請願（小林精治君紹介）（第四七四二二号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
道路整備特別措置法の一部を改正する法律案（中島茂喜君外二十四名提出、衆法第三三三号）

○久野委員長 これより會議を開きます。ただいま付託になりました道路整備特別措置法の一部を改正する法律案を日程に追加し、審議を進めるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○久野委員長 御異議なしと認め、本案を議題に供します。まず提案者より提案理由の説明を聴取いたします。中島茂喜君。

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案
道路整備特別措置法（昭和二十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。
第七條中「三年間」を「六年間」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○中島（茂）委員 道路整備特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

道路整備特別措置法により、地方公共団体が、特定道路整備事業は、その道路の新設または改築に要する費用に充てるための資金については、特定道路整備事業特別会計からその貸付を受けることとなっておりますが、現行法では資金の貸付は、昭和二十七年以降三箇年間に限るものと規定されているのであります。

和二十七年及び昭和二十八年において二十四箇所、事業費四十四億円をもつて建設中であり、昭和二十八年及び昭和二十九年において、三重国道等九箇所が完成するにすぎないのであります。なお約五十億円、うち貸付分約三十五億円の事業費が昭和三十年以降に持ち越される状況であります。このような特定道路の建設状況にかんがみまして、特定道路整備事業特別会計から地方公共団体に貸し付けることのできる期間を、とりあえず昭和三十年以降三年間延長する必要があるのであります。

これが本改正案を提案する理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。次第であります。

○久野委員長 本案に關しまする質疑は次會に譲りたいと存じます。本日はこの程度にて散會いたします。

午前十一時三分散會

昭和二十九年五月十二日印刷

昭和二十九年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局